

令和8年度公共交通利用促進事業広報業務委託に係る企画提案競技 募集要綱

1 事業目的

公共交通の維持・確保と環境負荷軽減を図るため、公共交通の利用促進に向けた普及啓発「公共交通利用促進キャンペーン」の開催にあたり、広報を実施する。

2 契約に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度公共交通利用促進事業広報業務委託
- (2) 実施主体 大分県
- (3) 履行期限 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (4) 業務概要 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (5) 限度額 3,885,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ① 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること。
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「5参加申込書及び資格審査書類」に記した必要書類一式を提出すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。
また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び大分県税を滞納していない者であること。

4 実施スケジュール

企画提案競技の実施スケジュールは次のとおりとする。

	項 目	期 間 等
1	公告（公募開始）	令和8年 4月 3日（金）
2	質問の受付	令和8年 4月 3日（金）～ 令和8年4月10日（金）
3	質問への回答期限	令和8年 4月14日（火）
4	参加申込書の受付	令和8年 4月 3日（金）～ 令和8年4月17日（金）
5	企画提案書の受付	令和8年 4月 3日（金）～ 令和8年4月21日（火）
6	予備審査	令和8年 4月22日（水）
7	予備審査結果通知	令和8年 4月23日（木）
8	審査委員会	令和8年 4月28日（火）※予定
9	審査結果通知	令和8年 4月28日（火）※予定
10	契約締結予定日	令和8年 5月 1日（金）

※ 受付については、土曜日、日曜日及び休・祝日は除く、午前9時から午後5時までとする。

5 参加申込書及び資格審査書類

(1) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時

(2) 提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を以下の問合せ先まで電子メールで提出すること。

ただし、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、次の書類もあわせて提出すること。

- ① 大分県税の納税証明書（競争入札参加資格審査等用の納税証明書）の写し
- ② 財務諸表の写し（直近1年間分のもの）
- ③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書でも可）の写し
- ④ 大分県暴力団排除条例に基づく誓約書（別紙）

(3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式3）を電子メールにより提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年4月10日（金）午後5時

(2) 提出方法

以下の問合せ先まで質問票（別紙様式4）を電子メールで提出すること。

(3) 質疑への回答

令和8年4月14日（火）をまでに、随時県庁ホームページにて公表する（個別には回答しない。なお、質問者名は掲示しない。）。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月21日（火）午後5時必着

(2) 提出方法

以下の問合せ先まで郵送又は持参すること。

(3) 提出書類①～⑤に定める書類を7部提出すること。(ファイル等による綴じ込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等で留めること。)

また、企画提案書等のPDF形式のデータを併せて提出すること。

なお、提出書類は返却しない。

① 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	様式自由 (A4版)
② 会社概要	パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。	別紙様式5
③過去の類似業務の実績を証する書類		様式自由
③ 企画提案書	仕様書に沿って、公共交通の維持・確保と環境負荷軽減を目的とする本事業の趣旨を踏まえ、SNS広告、ラジオCM及びチラシ・ポスターの作成等による、企画・提案をすること。 詳細は、仕様書を参照すること。	様式自由 (A4版)
④ 協力企業一覧表	業務の実施に当たり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。主たる業務以外の単なる作業の外注である場合は不要。 なお、協力企業が地場企業（大分県内に本店を有する企業）の場合で、地場企業の企画力の向上を図る取組があれば、その内容を記載すること。	様式自由 (A4版)
⑥業務実施体制表	本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、大分県との打合せ等に出席する専任担当者を明記すること。 なお、協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらう業務内容毎に、当該企業の住所、名称を併記すること。	様式自由 (A4版)
⑦誓約書		別紙様式2
⑧見積書	実施予定の媒体毎等、項目毎にその単価、金額を記載すること。	様式自由 (A4版)

8 審査及び結果通知

(1) 審査・採用

- ① 審査会を設置し、プレゼンテーション形式での審査を行い、最優秀提案者1名を選定する。なお、応募者が5者以上の場合は、審査会による予備審査を実施する。

予備審査を実施したときは、その結果を全ての参加者に電子メールで通知する。

また、選定された企画提案書の著作権は大分県に帰属する。

- ② 参加者には、審査結果についてすみやかに通知する。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査基準

別紙「審査基準表」に基づき総合的に行う

(3) プレゼンテーション

① 日程

令和8年4月28日（火）（予定）

詳細日程については、対象者に別途通知する。

② 場所

大分県庁内会議室（予定）

③ プレゼンテーションの実施方法

ア 応募者による企画提案書の説明並びに、審査会委員によるヒアリング及び審査を実施する。

イ 時間は、一提案者あたり20分以内（説明10分以内、質疑応答10分程度）とする（予定）

ウ プロジェクターの使用を可とする。

エ 企画提案書の提出期限以降の追加提出及び差替えは認めない。

④ プレゼンテーションに要する経費は、全て提案競技者の負担とする。

9 その他

- (1) この要綱に定めのない事項については別途協議の上決定する。
- (2) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、大分県による提案書の利用も含めて使用許諾手続を適切に行うこと。
- (3) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (4) 企画提案書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

10 問合せ及び提出先

大分県企画振興部交通政策局地域交通・物流対策室

所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

TEL 097-506-2153

メール a10540@pref.oita.lg.jp